



インドの知財状況

ジェトロ・ニューデリー事務所

渡部 博樹

2022年7月8日

目次

インドの経済情勢

インド政府の動き

インドの知財システム

目次

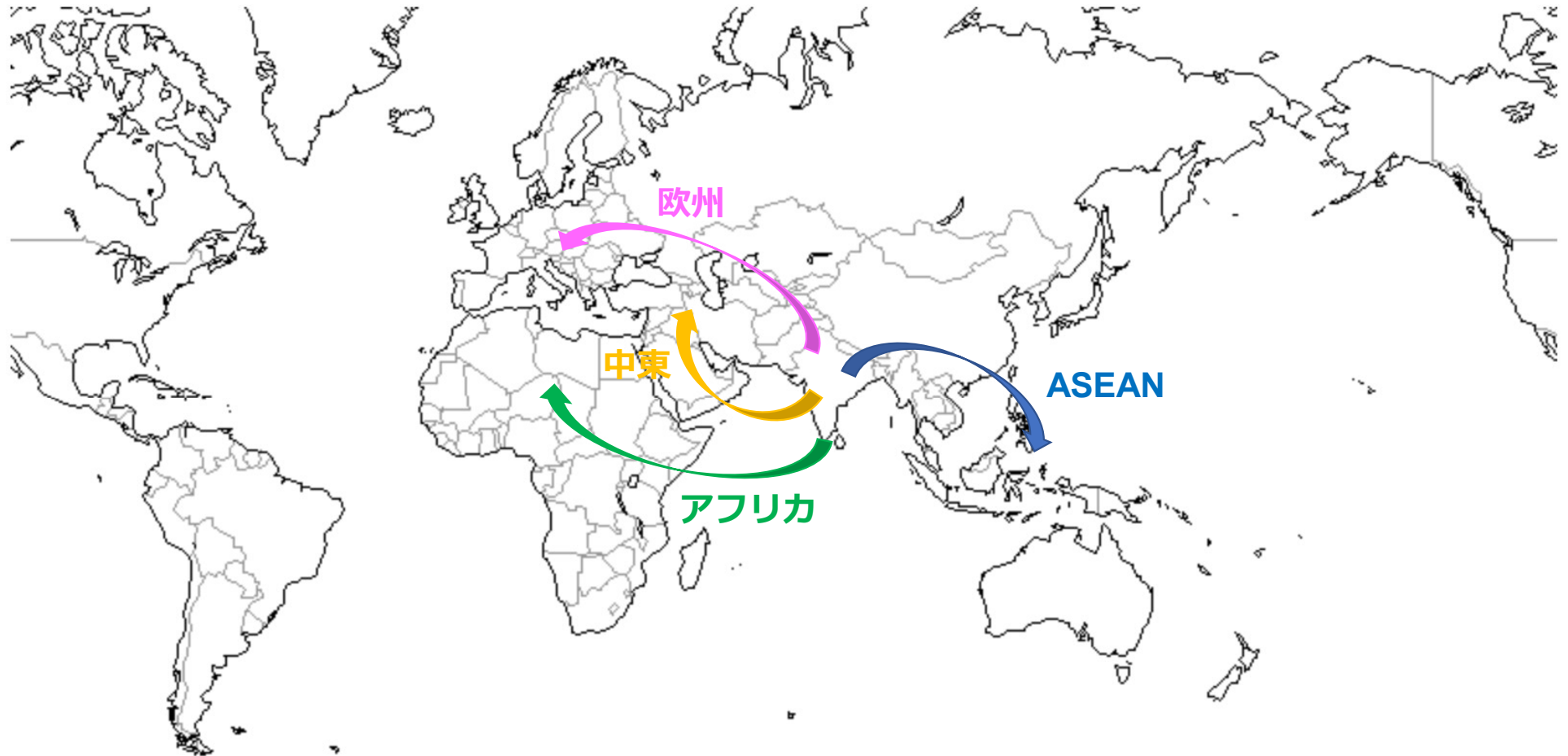
インドの経済情勢

- ・インドってどんな国？
- ・コロナの状況
- ・投資／ユニコーン

インド政府の動き

インドの知財システム

消費地・製造拠点としてのインド

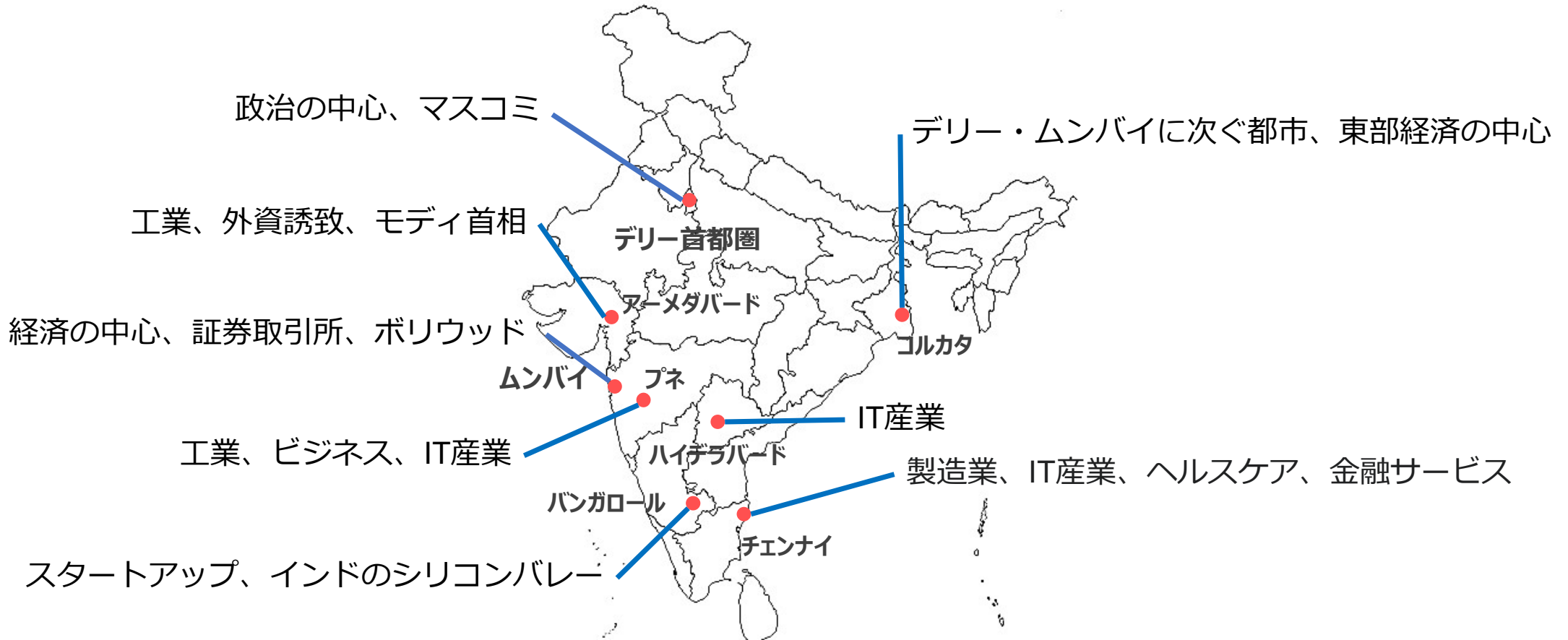


他地域と比較

	インド	ASEAN	EU + UK	中国	アフリカ
面積	329万km ²	440万km ²	453万kms	960万km ²	3037万km ²
人口	13.8億人	6.3億人	4.9億人	14億人	12.1億人
構成	28州+8直轄領	10か国	27か国+1		55か国
公用語	23言語（ヒンディ、英語、各州語）	(10か国)	24言語		各国語 + 英・仏・ポル・スぺ・スワヒリ
GDP	2.62兆 \$ (2020)	3.08兆 \$ (2020)	15兆 \$ (2020)	14.7兆 \$ (2020)	2.3兆 \$ (2018)
進出日本企業数	約1450社 (2020) ¹	約1.1万社 (2016) ²	約1240社 (2017) ³	約1.3万社 (2020) ⁴	約260社(2018) ⁵

1. JETRO調べ (https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/basic_01.html)
2. 帝国データバンク (<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p160504.pdf>)
3. 東京商工リサーチ (https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20170421_01.html)
4. 帝国データバンク (<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p200208.html>)
5. アフリカビジネスパートナーズ (https://abp.co.jp/perspectives/japan/List_2019.html)

インド主要都市



インド紹介：モール・スーパー・コンビニ



(写真：ジェトロ)

インド紹介：昔ながらの店舗



(写真：ジェットロ)

インド紹介：食品販売ビジネスを展開する日本企業

富裕層ターゲット



ロイズコンフェクト

- 大型モール中心に出店。2013年にムンバイに初出店し、現在インド全土で10店舗展開
- 商品は全量 日本からの輸入



ヨックモック

- 2017年にムンバイに初出店。現在、デリーと合わせ2店舗展開



中間層ターゲット



日清食品
カップヌードル（現地生産）



亀田製菓
柿の種（輸入⇒現地生産へ）



ヤクルト
ヤクルト（現地生産）



キッコーマン
調味料等（主に輸入）



日清食品
スナック菓子（現地生産）



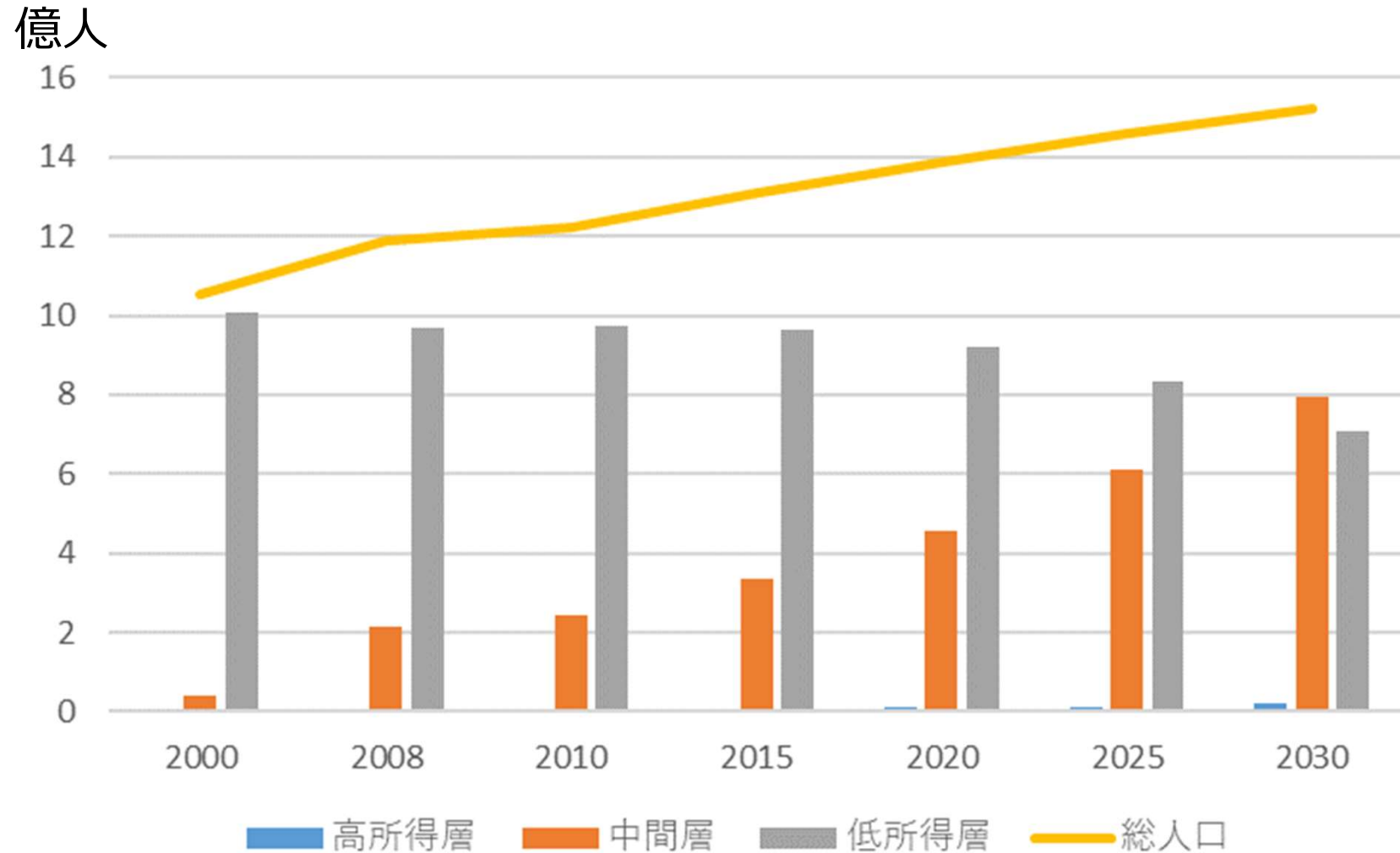
東洋水産 味の素
即席麺（現地生産）



明治製菓
菓子（輸入）

(ジェトロ調べ)

激しい貧富の差／中間層の拡大

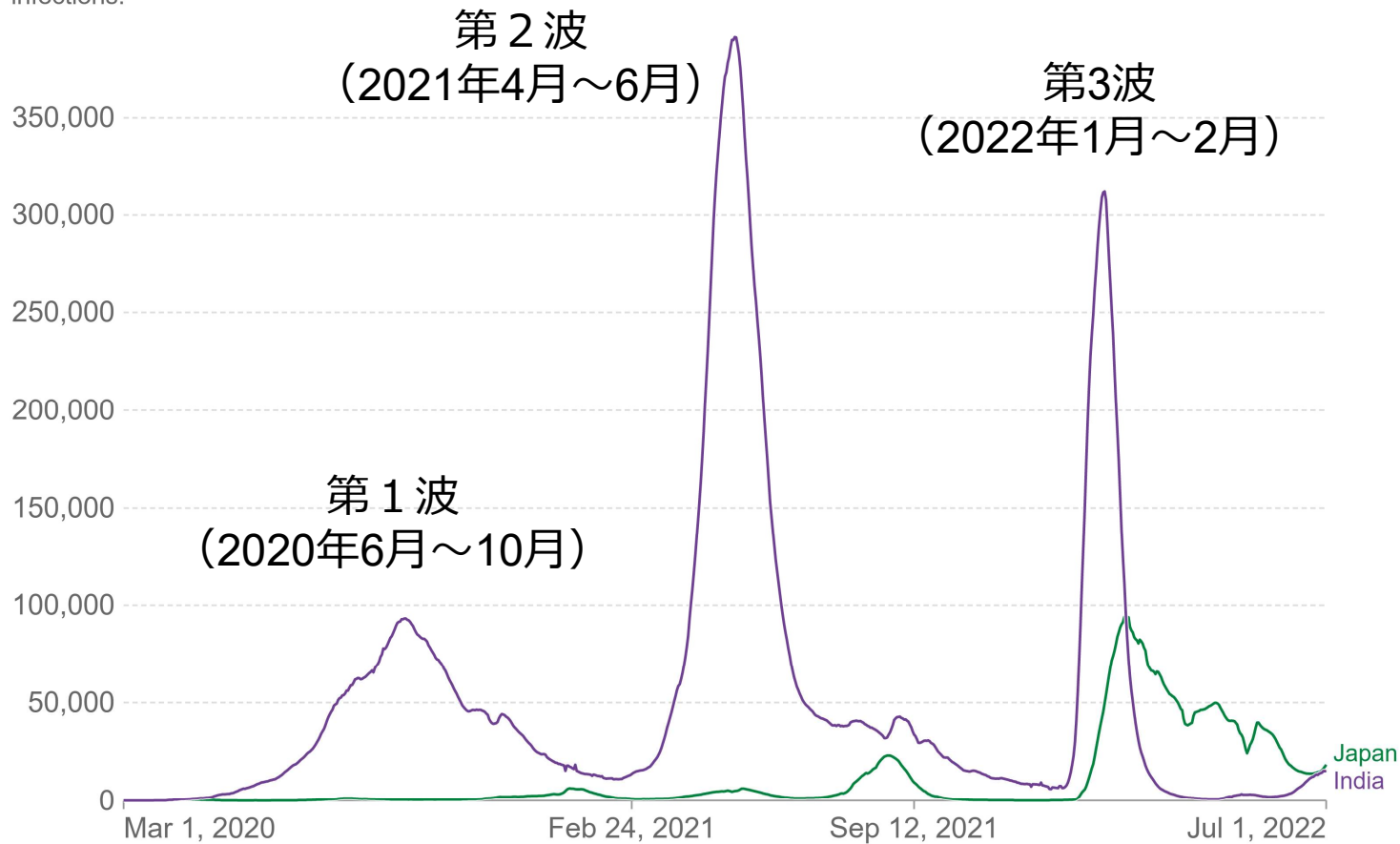


新型コロナ：第3波は収束

Daily new confirmed COVID-19 cases

7-day rolling average. Due to limited testing, the number of confirmed cases is lower than the true number of infections.

Our World
in Data



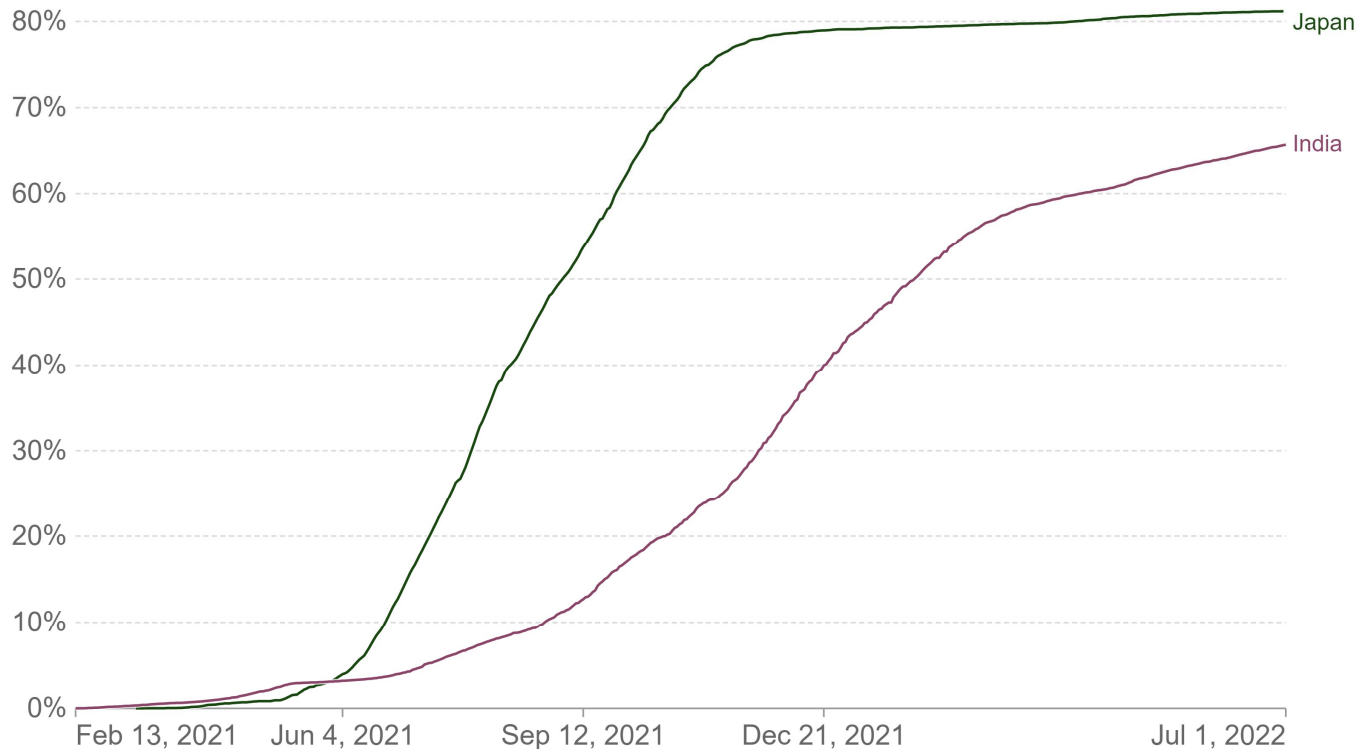
Source: Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data

(引用：Our World In Data)

新型コロナ：進むワクチン接種

Full-vaccination: 約65%

Share of people who completed the initial COVID-19 vaccination protocol
Total number of people who received all doses prescribed by the initial vaccination protocol, divided by the total population of the country.



Source: Official data collated by Our World in Data

Note: Alternative definitions of a full vaccination, e.g. having been infected with SARS-CoV-2 and having 1 dose of a 2-dose protocol, are ignored to maximize comparability between countries.

(引用: Our World In Data)

回復するインド経済

2022年のGDP成長率は7%程度となる予想

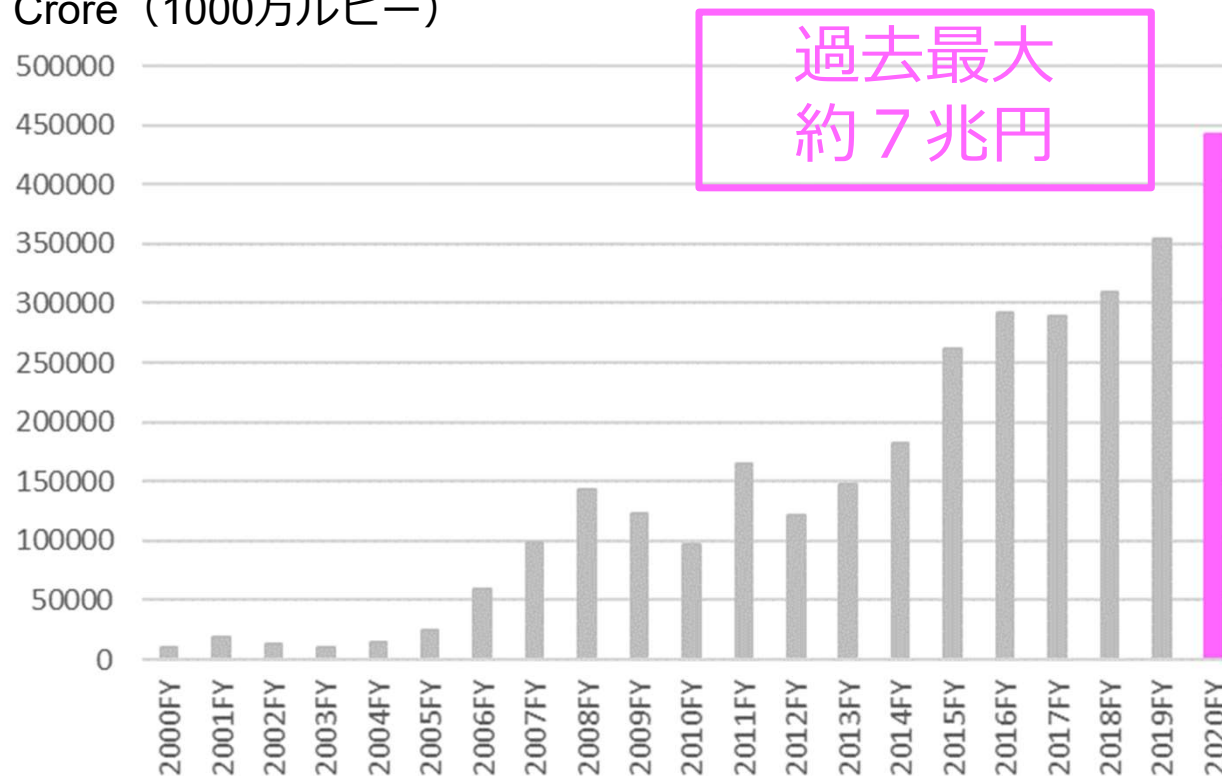


(引用 : OECD、インド統計・計画省)

衰えない対印投資：コロナ禍でも増大

2020年度の海外からインドへの直接投資額は、コロナ禍にもかかわらず、**過去最大**を記録

単位：Crore（1000万ルピー）

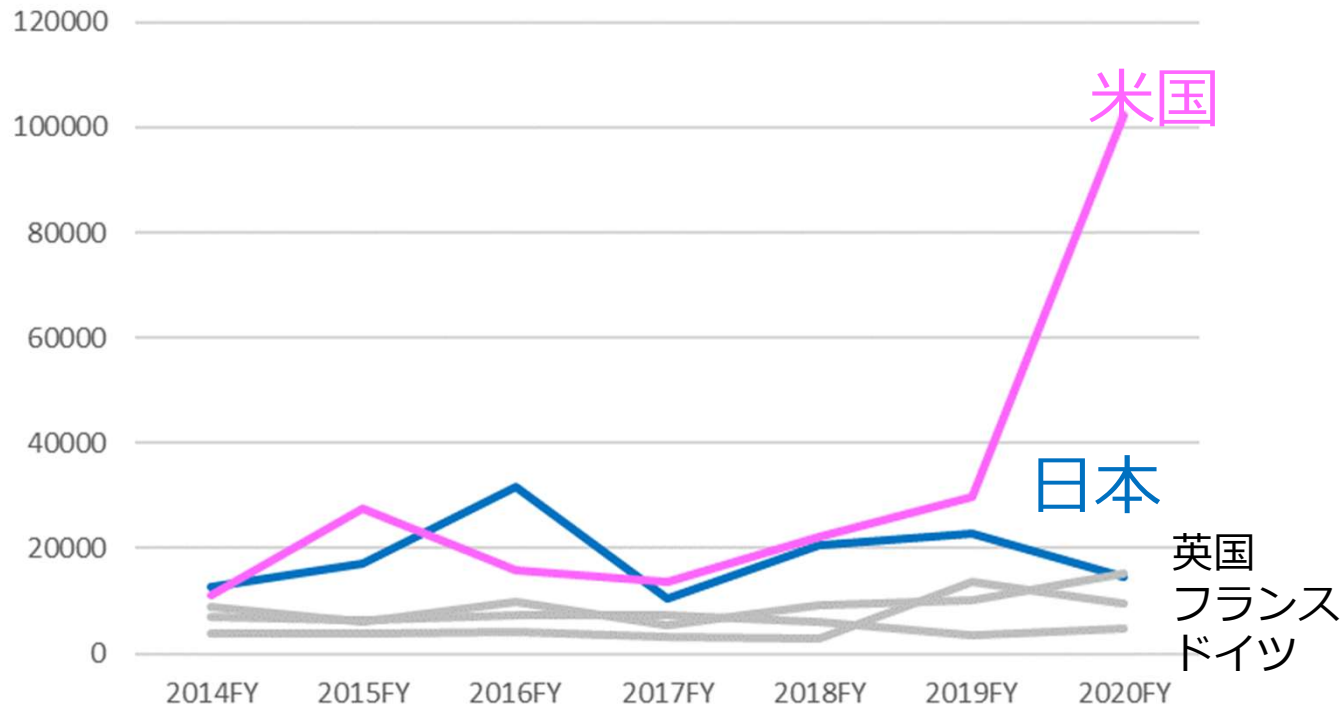


(元データ：インド商工省のFDI統計)

衰えない対印投資：慎重な日本

米国からのFDIは大きく伸長。英国、ドイツも増加
日本はコロナ禍での投資に慎重

単位：Crore（1000万ルピー）



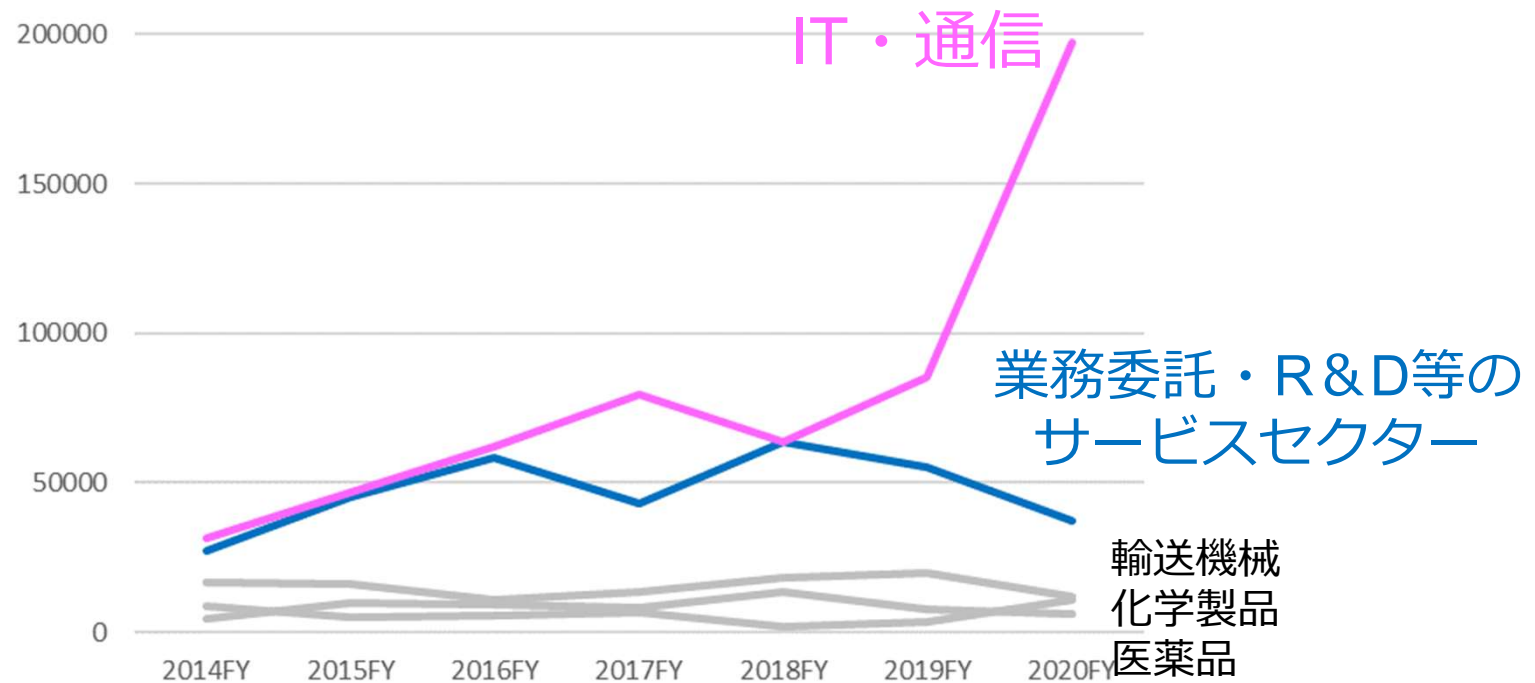
(元データ：インド商工省のFDI統計)

米国、デジタル分野へ巨額投資

米国からのFDIは主にIT・通信分野

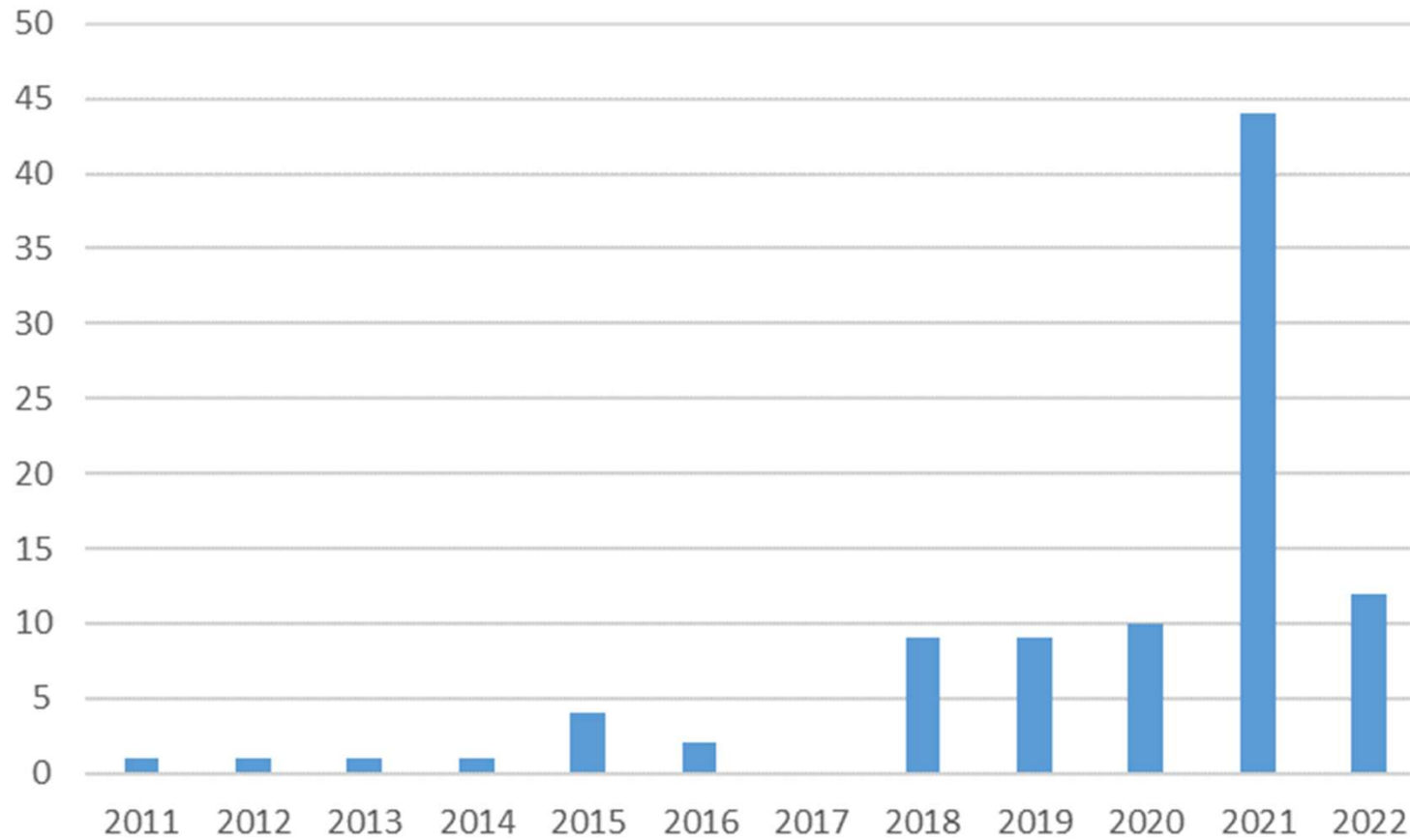
R&Dとソフトウェア開発拠点としてインドを活用

単位：Crore（1000万ルピー）



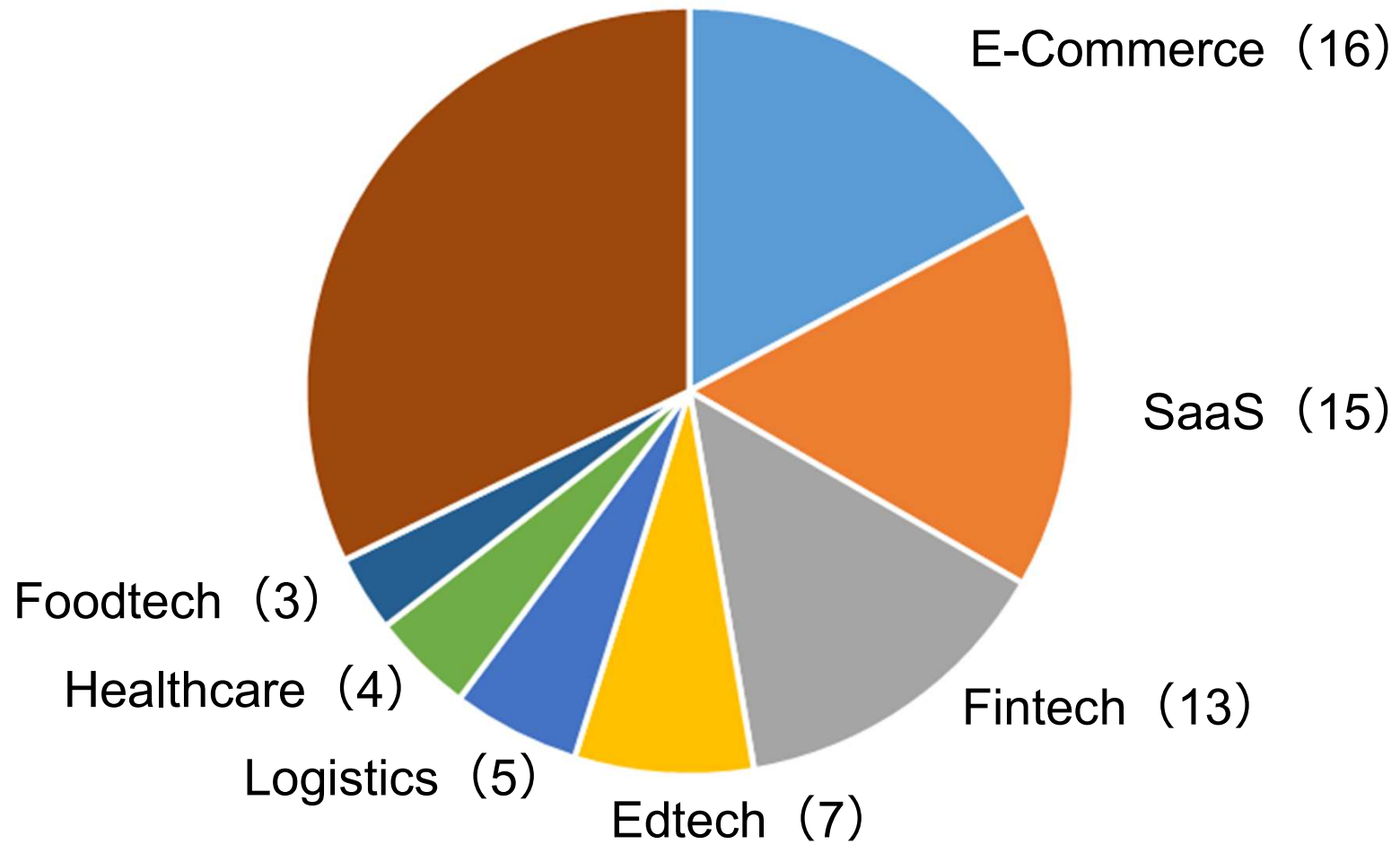
(元データ：インド商工省のFDI統計)

急増するユニコーン



(出所：Venture Intelligenceを元に筆者作成、2022年3月時点)

ユニコーンの分野



(出所：Venture Intelligenceを元に筆者作成、2022年3月時点)

今後のスタートアップの動向

<注目技術分野>

Fintech

Edtech

Health care

<注目される変化>

高所得層 > 中間層

都市部 > 周辺部

※新サービスの対象拡大

目次

インドの経済情勢

インド政府の動き

- **産業・通商政策**
- **知財動向**

インドの知財システム

「自立したインド」：変わる産業・通商政策

＜産業政策＞

2014年 第一期モディ政権「メイク・イン・インド」
規制緩和、外資誘致、製造業振興、雇用創出、貿易赤字解消

2020年 第二期モディ政権「自立したインド」

基本路線は踏襲しつつ、コロナや印中関係を踏まえ、輸入代替・
経済安全保障・保護主義的な傾向が強まる

＜通商政策＞

2019年のRCEP離脱表明以降、二国間の通商関係を追及
米国、英国、豪州、EUと交渉中。

「自立したインド」：規制と解放の二面性

<規制強化の例>

- 輸入禁止、あるいは、高関税化
- インド工業規格（BIS）の強制
- ローカルサプライヤー優遇

<PLI：生産連動型インセンティブ>（2020年公表）

- グローバル企業の投資誘致に（今のところ）成功
- 一定の付加価値を付与することが要件に含まれる
- 産業の高度化と地場企業の振興

PLI募集分野

セクター	予算枠（1000万ルピー）
電子機器（製造）（Large scale electronic manufacturing）	40951
自動車部品（Auto Components）	25938
自動車（Automobile）	25938
再生可能エネルギー（Renewable energy）	24000
医療機器（Medical device）	18420
化学（Chemicals）	18100
製薬（Pharmaceuticals Manufacturing）	15000
通信（Telecom）	12195
食品（Food products）	10900
繊維・服飾（Textiles & Apparel）	10683
電気機器（ITハード）（IT hardware）	7325
製薬（Bulk drug）	6940
鉄鋼（Metals & Mining）	6322
白物家電（White goods）	6238
ドローン（Aviation）	120

（引用：INVEST INDIAのHP公表情報、2022年6月末時点）

モディ首相／日印首脳声明

<エネルギー>

モディ首相、COP26でカーボンニュートラルを2070年までに達成する計画を発表

<半導体>

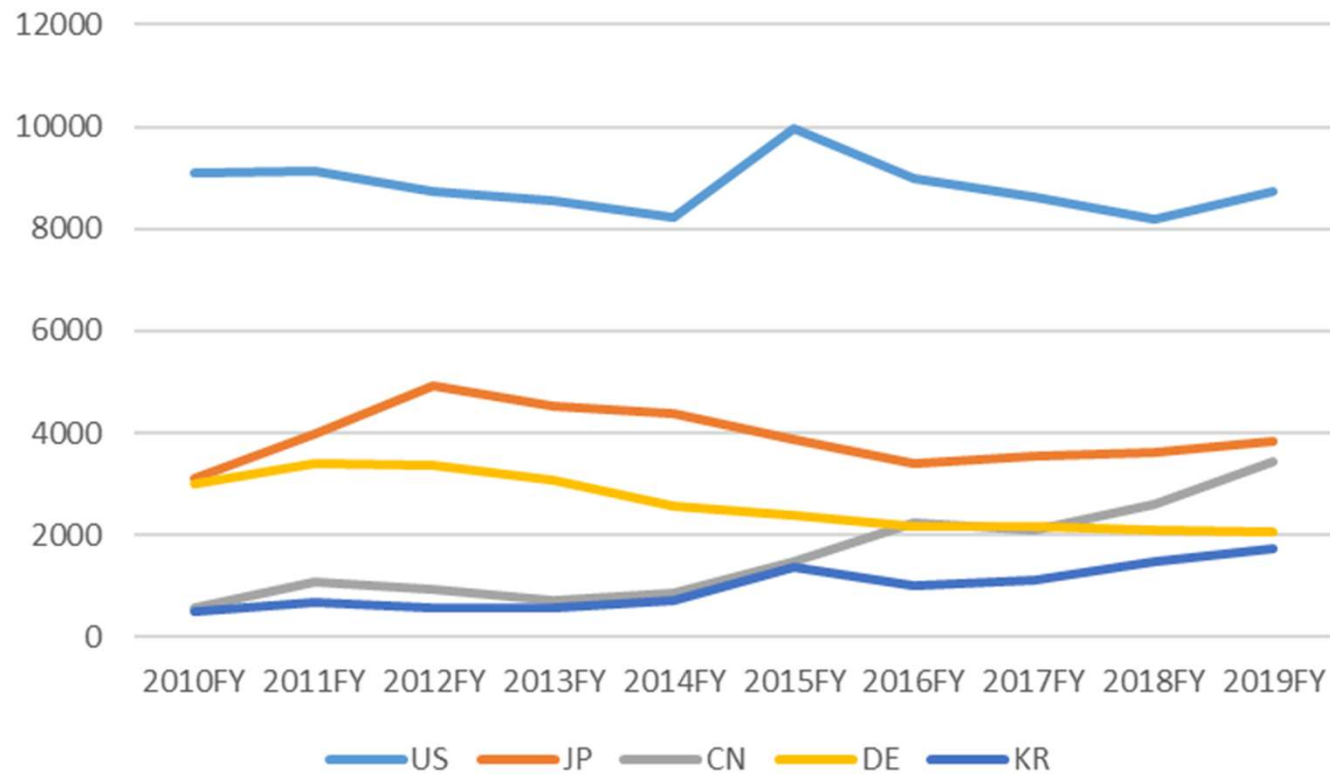
モディ首相、国際会議「セミコン・インディア2022」において、インドを半導体製造のハブにする可能性について言及

<5兆円投資>

2022年3月の日印首脳声明において、「今後5年間で日本からインドに対し、5兆円規模の投融資を実現する」点について言及

伸び悩む日本からの特許出願件数

主要出願人PCT国内段階移行件数



(引用：インド特許庁Annual Reportに基づき筆者作成)

注力産業の差異は非常に鮮明

＜出願件数上位20社にランクインした日本企業の数＞

化学

	2018年	2019年	2020年
日系	2	2	2
外資	14	15	17
インド	4	3	1

バイオ

	2018年	2019年	2020年
日系	1	1	3
外資	11	12	16
インド	8	7	1

電気・電子

	2018年	2019年	2020年
日系	3	2	4
外資	15	13	15
インド	2	5	1

機械・工学

	2018年	2019年	2020年
日系	6	5	7
外資	10	10	10
インド	4	5	3

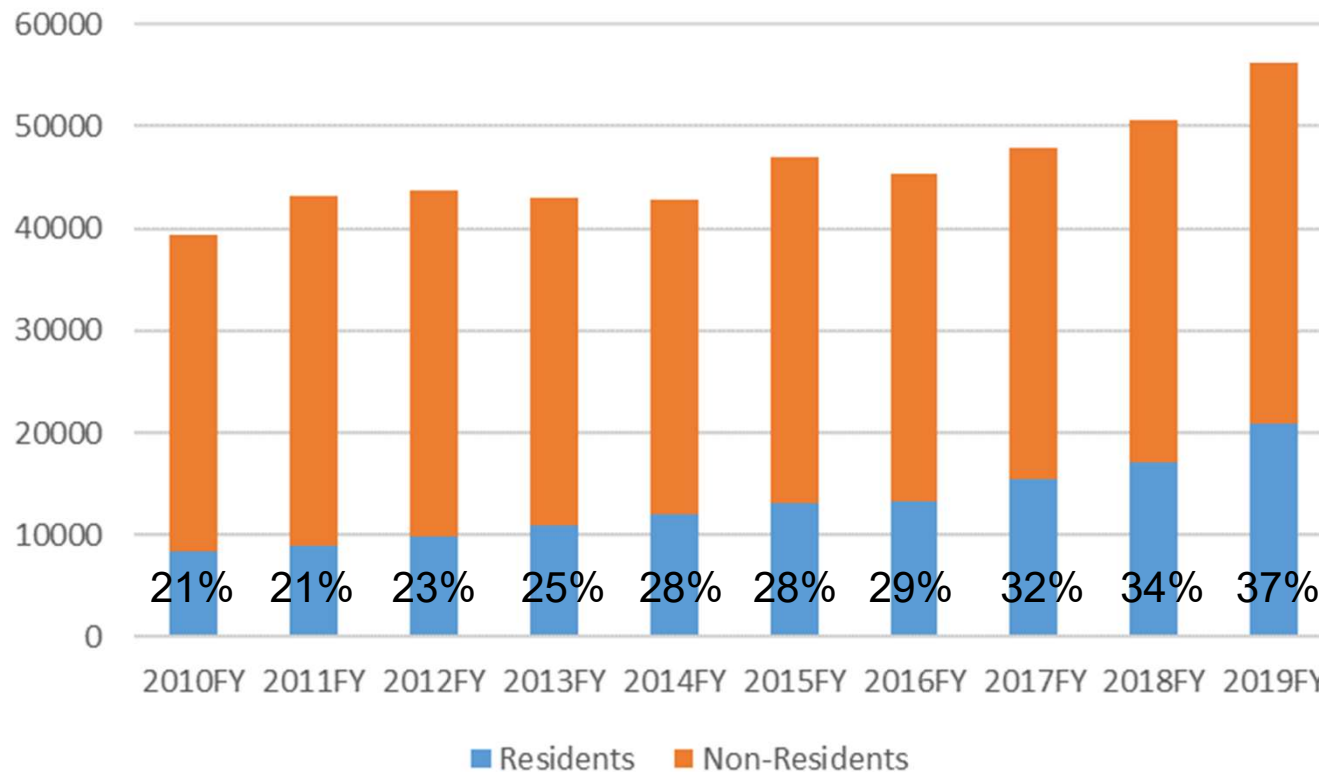
(インド特許庁の公開DBからJETRO調べ)

新たな分野への出願増の期待

セクター	予算枠（1000万ルピー）
電子機器（製造）（Large scale electronic manufacturing）	40951
自動車部品（Auto Components）	25938
自動車（Automobile）	25938
再生可能エネルギー（Renewable energy）	24000
医療機器（Medical device）	18420
化学（Chemicals）	18100
製薬（Pharmaceuticals Manufacturing）	15000
通信（Telecom）	12195
食品（Food products）	10900
繊維・服飾（Textiles & Apparel）	10683
電気機器（ITハード）（IT hardware）	7325
製薬（Bulk drug）	6940
鉄鋼（Metals & Mining）	6322
白物家電（White goods）	6238
ドローン（Aviation）	120

特許出願件数を伸ばすインド企業

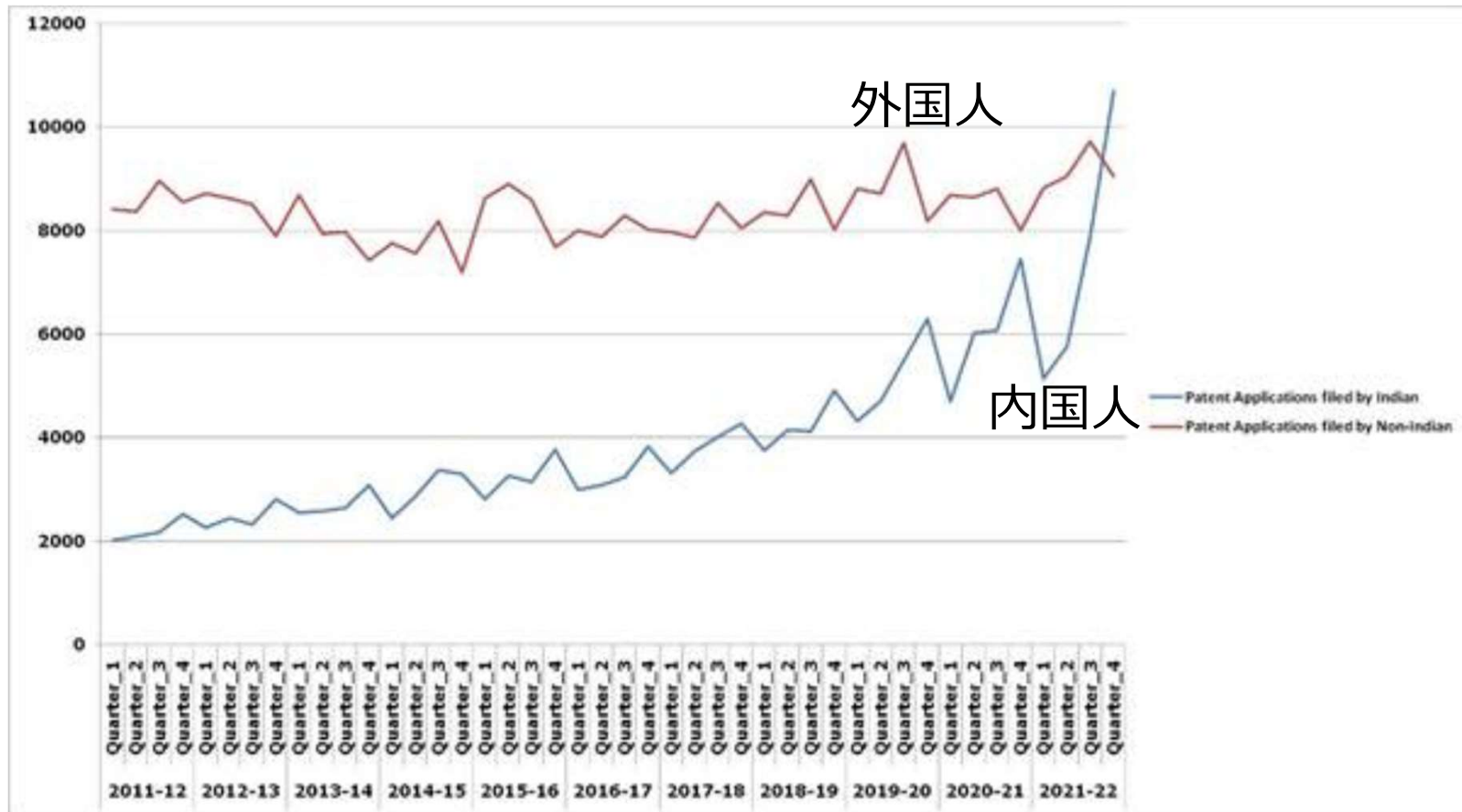
内国人／外国人特許出願件数



(引用：インド特許庁Annual Reportに基づき筆者作成)

内国人／外国人出願件数、ついに逆転

※四半期ベース



(引用：インド商工省プレスリリース、2022/4/21)

知財はますます重要に

<インド>

投資インセンティブ

様々な技術分野での技術力向上

(自国生産)

豊富な人材

(知財マインドも向上傾向)

<日本>

海外市場開拓

幅広い技術力

(インド側の幅広いニーズに対応)

優秀な人材の確保

(少子高齢化)

@インド

消費地 + 製造・研究開発拠点

ジョイント・ベンチャー

オープン・イノベーション

目次

インドの経済情勢

インド政府の動き

インドの知財システム～日印の異同に着目して～

- **技術の保護**
- **商標の保護**
- その他、最近のトピック

技術の保護

現地での製造や販売⇒技術漏洩の恐れ

	日本	インド
オープン可	特許権、他知財権	
オープン不可	不正競争防止法	不正競争防止法 契約（雇用契約・秘密保持契約） コモンロー（※判例少）

契約やコモンローによる保護は難しい面がある。
知的財産権（特許権、他）による保護がより重要になってくる。
しかし、、、

【特許】 主な課題

<審査実務面>

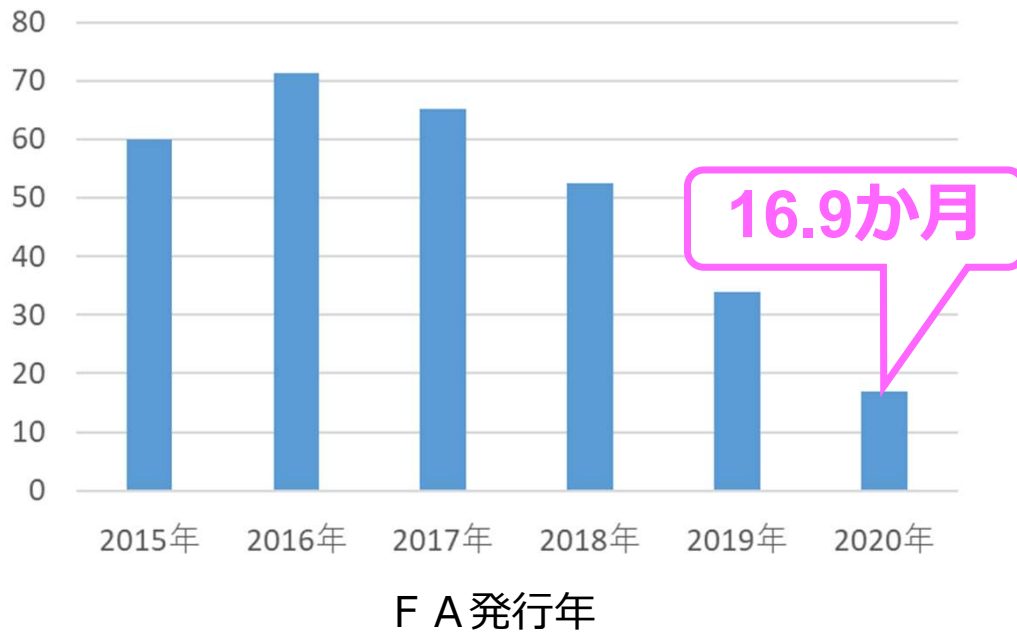
- 特許取得期間
- 分割要件
- 補正要件
- 拒絶理由通知書の内容（対比・論理付けの記載無し）

<手続面>

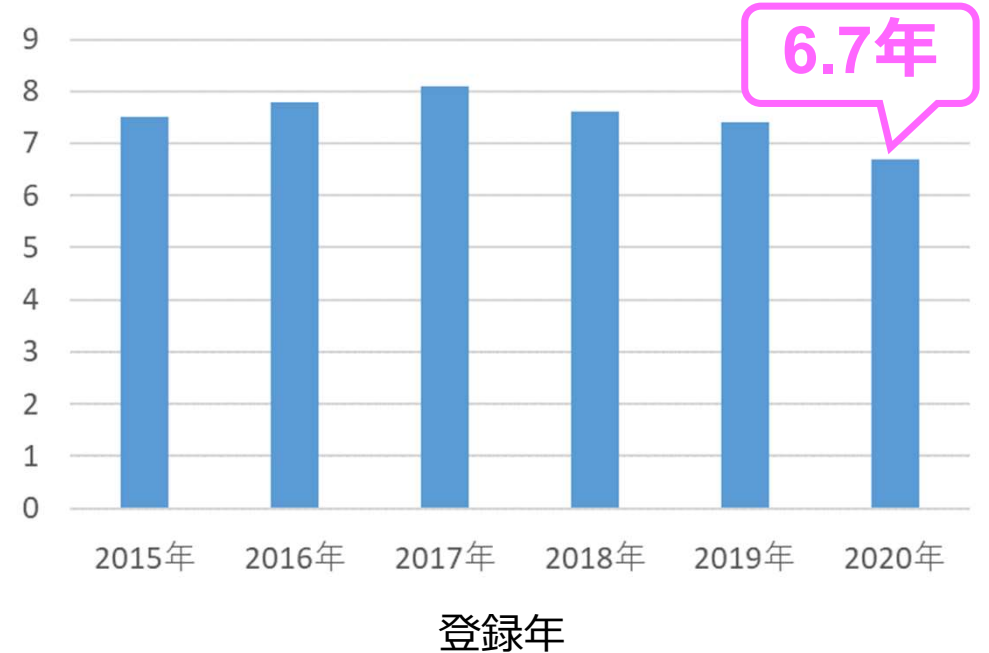
- Form3（外国出願状況提供義務）
- 優先権書類
- Form27（実施報告書提出義務） ※特許権付与後

【特許】 FAは早いですが、登録までは道長し

FAまでの期間（単位：月）



登録までの期間（単位：年）

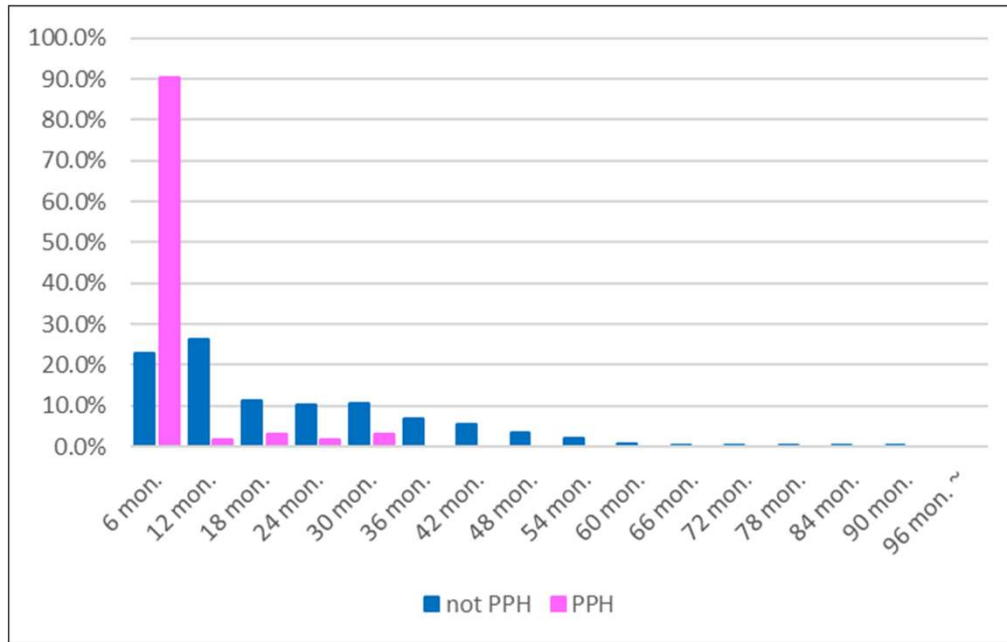


(インド特許庁の公開DBからJETRO調べ)

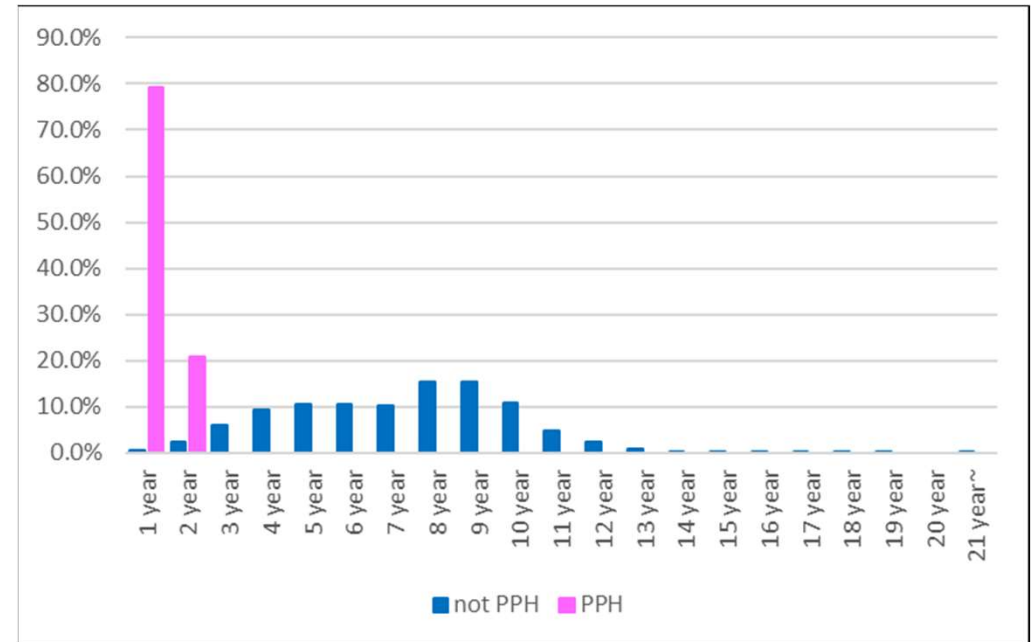
【特許】 PPHで劇的短縮

2020年以降のFA・登録案件の、期間ごとの割合をPPH案件と非PPH案件で比較結果

FAまでの期間



登録までの期間



(インド特許庁の公開DBからJETRO調べ)

【意匠】 意匠権の活用

意匠権であれば、特許権よりも安く、早く取得が可能。

（意匠権取得の平均期間は6か月程度（JETRO調べ））

存続期間は10年（追加料金で5年延長可）

部分意匠について、意匠法や意匠規則に規定はないものの、意匠実務手続マニュアルには、保護を求めない部分については点線を使用し、保護を求める部分は実線で示すことが規定されており、部分意匠と同様の概念の保護は可能である。

【意匠】 手続上の注意点

オンラインで書類提出後、15日以内の原本を提出する。

(特許出願については、“求められた時に”提出すればよい。)

意匠案件はコルカタ支局が扱っているが、インド特許庁の他支局に提出しても転送はされない。

郵送で提出することは可能であるが、確実に原本が提出されたのか保障できない。結局は、代理人等にコルカタ支局を訪問してもらい、直接提出すると共に受領書を受け取る、ということが確実。

【特許】 分割要件

16条(1)：特許査定を受ける前であればいつでも分割出願可能

＜留意点＞

- 単一性違反の拒絶理由通知を受けずに自発的な分割出願は可能と考えられるが、その場合には分割出願のFERで分割出願の妥当性、すなわち、親出願に複数の発明が含まれていたことを出願人が説明する必要がある。
- 明示的に特許査定又は拒絶査定を受けた時点で、分割出願をする資格を喪失すると考えられる。
- インドでは、親出願に記載されていなかった請求項を、分割出願で新たに設けることは認められていない。（他国との運用の違いに注意）

(JETRO調査)

【特許】 補正要件 (59条(1))

特許請求の範囲を拡大する補正：認められない

- 59条(1)「補正後の明細書のクレームが補正前の明細書のクレームの範囲内に完全には含まれなくなるときは、一切許可されない。」

特許請求の範囲を減縮する補正：認められるケースもある

- 59条(1)「特許願書若しくは完全明細書又はそれに係る書類の補正については、権利の部分放棄、訂正若しくは釈明による以外の方法によって一切補正してはならず」とあり、「権利の部分放棄、訂正若しくは釈明」に該当する場合には認められる。
- 明細書にある構成要素を用いて請求項の範囲を減縮する補正を認めた判例あり。この判例では、補正が先行技術文献に対して特許請求の範囲を明確にするものであり、発明の方向性を変えるものではないと認められた。

(JETRO調査)

【特許】 8条(1); Form3

8条(1)の概要：インドへの出願に対応する外国出願の書誌的事項やステータスを提出する

規則12の概要：8条(1)に基づく書類は様式3により作成し、提出は出願日から6月

Q. 定期的な状況の更新が必要なのか？

A. 分割等、新たな出願をした場合に、追加のForm3を提出すれば十分。追加で提出する場合には、拒絶された特許出願も含めて、更新状況に言及すべき。

(JETRO調査)

【特許】 8条(2)

8条(2)の概要：長官は、インド以外の国における出願の処理に関する明細の提出を出願人に要求できる

Q. 処理に関する明細とは何か？

A. FERにおける記載に従って、提出する書類を判断できる。基本的にはIP5（日米欧中韓）が作成した、調査報告書・審査報告書、登録クレーム、引例、翻訳文を提出する。翻訳文は、機械翻訳を提出し、ヒアリング通知で求められた際には、人が翻訳したものを提出する。

(JETRO調査)

【特許】 Form27（実施報告書）

- 特許発明の商業的実施状況を定期的に報告することを特許権者又は実施権者に義務づけるインド独特の制度（特許法第146条）
- 手続簡素化・適正化を図るために、2020年特許規則改正により、提出フォーマット変更（2020年10月19日付で施行）

変更ポイント	旧Form27	新Form27
作成対象期間	暦年（1月～同年12月）	会計年度（4月～翌年3月）
提出期間	3カ月（翌年1月～3月）	6カ月（翌年度4月～9月）
権利取得年度の提出	必須	不要
特許と報告書の関係	1特許毎に1報告書	関連特許を纏めて1報告書が可
実施に係る数量	必須	不要
公衆需要への対応	必須	不要
(特許権者による) 実施権者の情報	必須	不要
実施時の「価値」の記載	「value」 (価値)	「Approximate revenue/value」 (概算収益／価値)
不実施の場合の理由 実施権者による提出義務	変更なし	

【特許】 From27（実施報告書）

一定程度の簡素化は実現されたものの、現地法律事務所でも対応が分かれている状況

＜知財法律事務所へのヒアリング結果比較＞

主な確認事項	A事務所	B事務所	C事務所	D事務所	E事務所	F事務所
1.改正によるポリシー変更はない	○	○	○	○	○	○
2.現状、インド特許庁は、特許実施報告書を精査していない	○	○	○	○	○	○
3.特許実施報告書の不備の影響	△	△	△	△	△	△
4.過渡期分（3カ月）も提出する	○	×	○	△	○	△
5.「概算収益／価値」に必ず数値を記入すべき	△	△	○	○	△	○

(補足) WIPO CASE/DASで入手可能な書類の提出

外国出願情報提供義務 (8条(2)) とWIPO CASE

MANUAL OF PATENT OFFICE PRACTICE AND PROCEDURE

“09.03.06 第8条の要件に関する審査官およびコントローラへの指針

1. (中略) 審査官／コントローラーは、規定の文書がWIPO CASE及びDASで入手可能であり、特許庁がその書類にアクセスできる旨の陳述書 (statement)を、出願人が提出しているかどうかを確認する。そのような陳述書が提出されていない場合、出願人は、全ての関連書類及び／又は情報を、漏れなく提供することが求められる。

4. 上記のいずれのステップにもかかわらず、インド国外における出願の処理に関するインド特許法第8条(2)の規定の詳細、当該詳細は、他の特許庁における調査・審査報告、特許あるいは拒絶された出願の請求項、補正に限らずあらゆる関係情報を含む、を求めることができる。”

※コントローラによっては、当該マニュアルを無視して書類提出を求めてくるケースもある。(なお、マニュアルはあくまでマニュアルであり、法的拘束力は無い、という見解もある。)

(補足) WIPO CASE/DASで入手可能な書類の提出

優先権書類とWIPO DAS

MANUAL OF PATENT OFFICE PRACTICE AND PROCEDURE

“07.03.02 PCT国内段階移行の基本指針

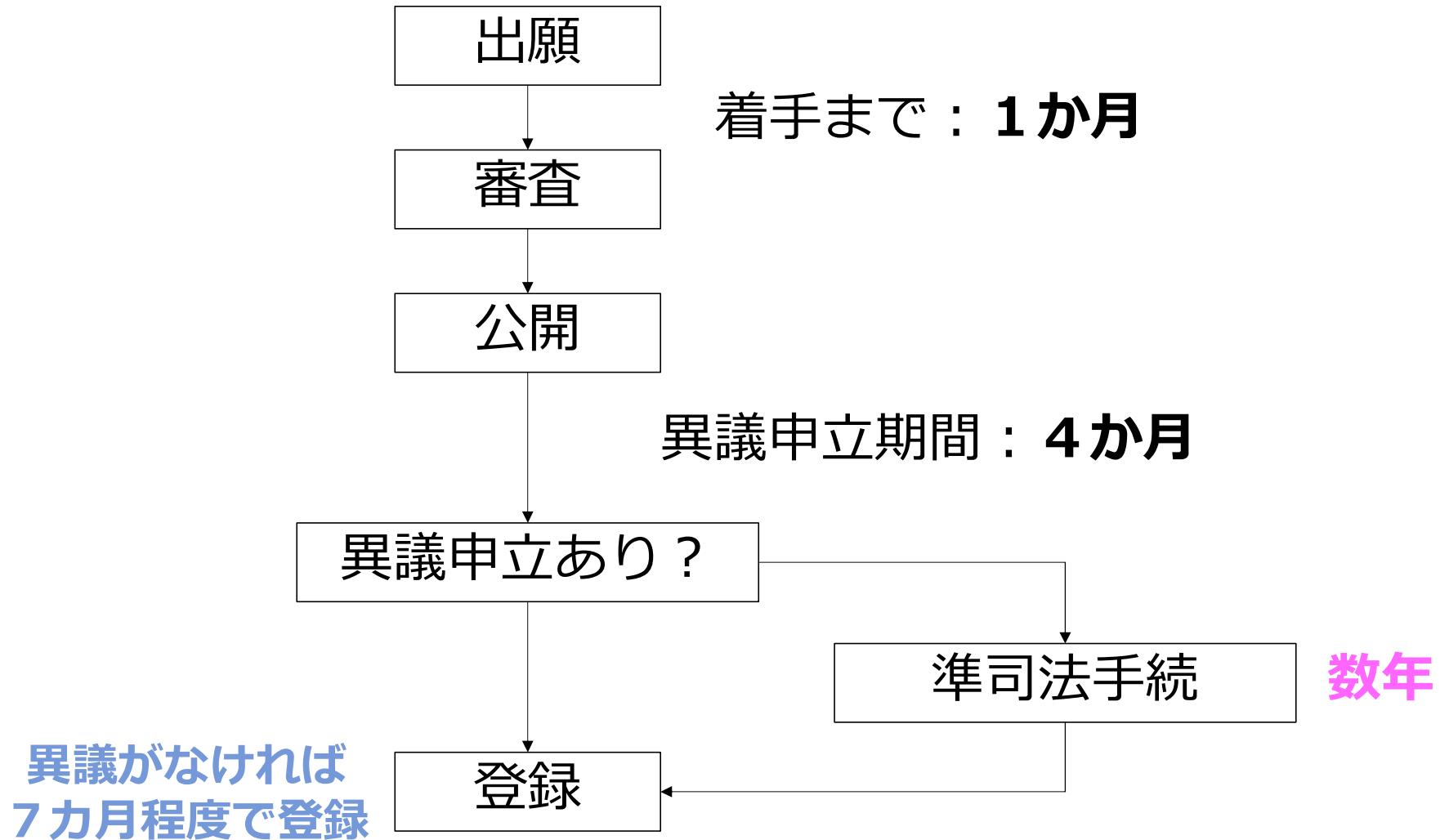
9. PCT/IB/304がWIPOのウェブサイトから入手可能な場合、特許庁は出願人に優先権書類の提出を要求しない。 WIPOのウェブサイトから入手できない場合、特許庁は出願人に優先権書類の提出を要求することができる。

10.ただし、出願人は、PCTに基づく規則の第17条第1項 (a) 又は (b) の要件を満たさない場合、優先権書類を優先日から31箇月経過する前に、優先権書類を国内官庁に提出しなければならない。

11.出願人が上記(10)の要件を満たさない場合、コントローラは、当該通知の日から3ヶ月以内に優先権書類又はその翻訳文の提出を求める。”

※マニュアル上は、DASから入手できる旨の陳述書を提出すれば、インド特許庁は出願人に対して優先権書類の提出を要求しない、と読める。

【商標】 審査は早いが、異議で泥沼化



【商標】 その他の問題

＜著名商標の保護＞

2017年商標法改正で、著名商標の申請・登録開始
著名商標として登録されれば、非類似の商品・サービスであっても拒絶理由となり得る

この制度の導入自体は大きな前進、ただし、、、

審査において著名商標に基づく拒絶はされず（商標法第11条（5））、著名商標権者が異議申立する必要あり

監視負担とコスト（代理人手数料入れて約10万円ほど）が問題

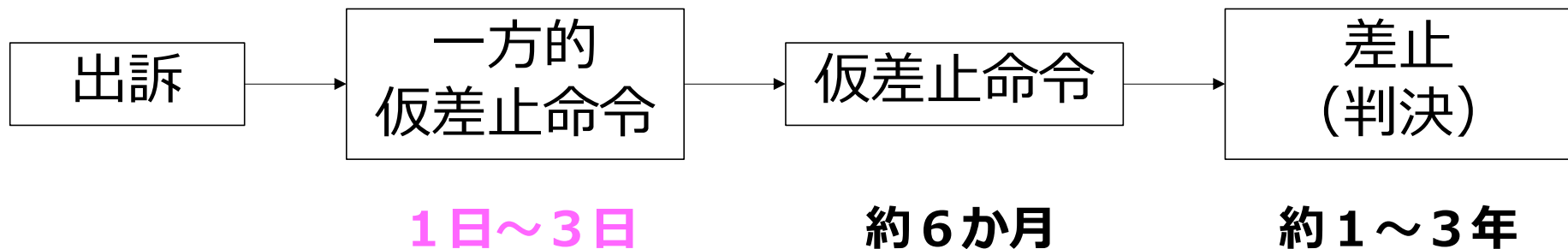
【訴訟】 商標・著作権がメイン、権利者有利

デリー高裁、ムンバイ高裁では、年間約500～1000件の訴訟件数

商標：6割、著作権：3割、特許は少ないが増加中

原告は、インド：7割、米：2割、欧：1割、日は僅か

出訴後、裁判官が全件確認し、1日～3日で「一方的仮差止命令」



(日本企業談) 出訴前に調整しており、裁判に持ち込まないようにしている

(現地法律事務所談) 一方的仮差止・仮差止命令が出た時点で和解を目指すのが一般的

JETRO調査報告書の紹介

「インド審査実務実態調査」 (ジェットロ・ニューデリー)

特許・意匠・商標出願に関する実務実態について、具体的な対応を紹介

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/survey1_202205.pdf

「実施報告書提出義務に関する調査」 (インドIPG・JIPA合同)

実施報告書提出義務に関する現地法律事務所の見解、日本企業の対応に関する調査結果

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202106.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/in_ipg_report_202205.pdf

目次

インドの経済情勢
インド政府の動き

インドの知財システム～日印の異同に着目して～

- 技術の保護
- 商標の保護
- **その他、最近のトピック**
 - **IPAB廃止**
 - **模倣品 (E-Commerce)**
 - **強制実施権**
 - **Review of IPR Regime**

【審判】 審判委員会廃止、高裁に知財部門

<2020年>

インド審判委員会（IPAB）の空席埋まり、委員長も続投決定
2020年5月頃から案件処理は進む

（※現地複数の法律事務所によれば、そうは言ってもIPABは全く機能していないという印象だった、とのこと）

<2021年>

4月、審判所改革（合理化・サービス条件）条例2021が公布され、IPABは即時廃止

IPAB継続中の案件（約3500件※非公式情報）は、デリー・ムンバイ・コルカタ・チェンナイ・アーメダバード高裁に移管

【審判】走りながら対応する、まさにインド

デリー高裁のみ、知的財産権部門（IPD）を設置。IPDの運用規則（案）のパブコメを募集。

IPABからの案件移管も遅々として進まず、さらに、パブコメ募集中であるにも関わらず、IPDの新規案件の接受開始。

IPD運用規則が定まらない中、新規接受案件のヒアリング開始。一方で、IPABのWebサイトは閉鎖され、IPABの滞貨については現状のステータスも今後の扱いも、何も確認できない状況。

2022年2月27日、IPD運用規則がスタート

【審判】 デリー高裁IPDの特徴

＜知財訴訟の集約＞

裁判官の経験値アップ、判決の統一性・妥当性向上に期待

＜専門家パネルの設置＞

日本の知財高裁の調査官制度を参考にした制度

＜今後の課題＞

日本で言うところの拒絶査定不服審判も裁判所で扱われることになる。ただでさえリソースが不足しているデリー高裁が、ワークロードの増加に耐えられるのか。（インド特許庁審判部設立に期待）

【模倣品】 ECで被害拡大中、遅れる法整備

National E-Commerce Policy

偽造防止対策、海賊版対策が盛り込まれ、2019年にドラフトが公表されるものの、依然として実施されていない。

Consumer Protection (E-commerce) Rules 2020

消費者庁から2020年7月23日に公表されるも、電子商取引における被害者団体や業界団体から、不正行為や不公正な取引行為の実態に即していないという反対意見を受け、修正案を募集。一方、政府内では、当該規則は消費者保護を超えているという意見も。

【模倣品】 増加する著作権侵害

インドのメディア&エンターテイナーセクター

年率10%を超える成長

2023年には306億ドル、2030年には550～700億ドル（予想）

（引用：INVET INDIA）

ショッピング・モール等において、ゲーム・アニメ・漫画のキャラクターの模倣品（フィギュア、等）の販売されるケースが目立つようになってきた。

海賊版サイトの乱立により、インド消費者が日本のコンテンツに触れる機会が増加している。

【強制実施権】 コロナ・ワクチンに関するウェイバー提案

	ウェイバー提案	強制実施権の議論
2020年 10月	ウェイバー提案	
2021年 5月	修正提案	インド政府、実施上の課題（根本的な問題は、原材料の入手）から、ワクチン生産を強化するためのツールとして強制ライセンスを使用する可能性を 事実上排除
2021年 7月		インド国会の商務委員会、Covid-19の治療のための医薬品およびワクチンの生産について、特許権を一時的に放棄させる 強制実施権の設定を勧告 （※ただし、原材料の入手については言及なし。）

Review of IPR Regime、上下院に提出

2021年7月、国会の商務委員会が、「インドにおける知的財産権制度の見直し」と題する、約150ページのレポートを、上下院に提出。主な提案は以下のとおり。

- 国家知的財産権政策2016の見直し
- 州警察における模倣品・海賊版対策部門の設立
- IPエンフォースメントに関する中央調整機関
- 模倣品・海賊版を抑制するための具体的な法律の制定
- 特許庁職員の増員
- AIおよびAI関連の発明を取り入れるための現行法の見直し
- IPABの廃止の再検討
- 他国とのPPH
- IPを担保とした資金調達
- Covid-19の治療のための医薬品およびワクチンの製造に関する強制実施権の付与
- 特許法のForm 27による情報提供の要件緩和

JETROニューデリー知的財産権部

ジェトロ・ニューデリー事務所



4th Floor, Eros Corporate Tower, Nehru Place,
New Delhi 110019, INDIA

部長 渡部 博樹 (特許庁から出向)
所員 ジェニカ・カルラ

連絡先 +91-11-4000-6900 IND-IPR@jetro.go.jp

インド知的財産研究会 (IPG)

- ✓ インドを中心に南アジアにおける横断的な日系企業の知財活動を支援します!
- ✓ インド等の南アジアの知的財産にご関心のある方々は、原則として、どなたでも参加いただけます。